

現 行	
<p>基本方針 1 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます</p> <p>消費者等の信頼を確立するため、生産者が農林水産物の安全確保や品質確保への強い意識を持ち、消費者と生産者がお互いの顔の見える関係をつくり上げていきます。</p>	
<p>行動計画 1 生産者の自己管理意識の高揚</p> <p>・ 食の安全確保を最優先として取り組む自己管理意識の高揚を図っていくため、生産者も消費者であるという認識のもと、農薬や肥料等の生産資材や食品表示などに関する正しい知識を習得し、自己研鑽に努めていきます。</p>	
重点 取組	① 農薬取締役法や食品衛生法等の関係法令の遵守
	② 農林水産物の生産から販売まで食の安全確保に関する研修会等への参加
	③ 自主的な研修会等の開催による学習機会の拡大
<p>行動計画 2 農薬などの適正使用と管理指導の徹底</p> <p>・ 安全で安心できる農林水産物の生産を推進していくため、関係法令を遵守した農薬などの適正使用と関係機関・団体等による管理指導を徹底していきます。</p>	
重点 取組	① 農薬取締法や食品衛生法等の関係法令の周知・徹底
	② 青森県農薬危害防止運動の展開
	③ 農作物病害虫防除指針等に基づく農薬の適正使用の徹底
	④ 農薬の利用等に関する情報提供
	⑤ 農薬管理指導士による農薬の適正使用の徹底
	⑥ 出荷前残留農薬検査の実施
	⑦ 動物用・水産用医薬品や飼料添加物の適正使用の徹底
<p>行動計画 3 環境にやさしい農林水産業の推進</p> <p>・ 夏季冷涼で病害虫の発生が少ないことや三方を海に囲まれた豊富な水産資源などの本県の優位性を生かし、環境にやさしく安全で付加価値の高い農林水産物の生産に取り組んでいきます。</p>	
重点 取組	① 日本一健康な土づくり運動の推進
	② 化学合成農薬や化学合成肥料の使用を低減した生産の取組拡大
	③ 有機農産物及び有機加工食品等の取組拡大
	④ 青森県特別栽培農産物認証制度、エコファーマー認定制度等の普及・実践
	⑤ 家畜排泄物や稲わら等の有機質資源を活用した資源循環システムづくりの推進
	⑥ 食品リサイクルによる循環型農業生産の推進
	⑦ 総合的病害虫・雑草管理(IPM)の活用推進
	⑧ 漁業環境保全のための植林活動や海岸清掃などの実施

見 直 し (案)		見直し理由
<p>基本方針 1 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます</p> <p>消費者等の信頼を確立するため、生産者自らが安全・安心な農業生産活動を実践するとともに、農林水産物の安全確保や品質確保への強い意識を持ち、消費者と生産者がお互いの顔の見える関係をつくり上げていきます。</p>		
<p>行動計画 1 生産者の自己管理意識の高揚徹底</p> <p>・ 食の安全確保を最優先として取り組む自己管理意識の高揚徹底を図るため、生産者も消費者であるという認識のもとを強く持ち、農薬や肥料等の生産資材や食品表示などに関する正しい知識を習得し、自己研鑽に努めていきます。</p>		<p>これまで行ってきた自己管理意識高揚の取組について、引き続き徹底して行うこととする。</p>
重点 取組	① 農薬取締役法や食品衛生法等の関係法令の遵守	
	② 農林水産物の生産から販売まで食の安全確保に関する研修会等への 積極的な参加	
	③ 自主的な研修会等の開催による学習機会の拡大	
	④ GAP(農業生産工程管理)の取組による安全・安心な生産基盤の確保	食の安全・安心に関する生産者の自己管理意識を高めるため、GAPの取組を推進する。
	⑤ 高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防の徹底	高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に向け、防疫検査体制の整備を強化する。
<p>行動計画 2 農薬などの適正使用と管理指導の徹底</p> <p>・ 安全で安心できる農林水産物の生産を推進していくため、関係法令を遵守した農薬などの適正使用と関係機関・団体等による管理指導を徹底していきます。</p>		
重点 取組	① 農薬取締法や食品衛生法等の関係法令の周知・徹底	
	② 青森県農薬危害防止運動の展開	
	③ 農作物病害虫防除指針等に基づく農薬の適正使用の徹底	
	④ 農薬の 利用使用 等に関する情報提供	
	⑤ 農薬管理指導士による農薬の適正使用の徹底	
	⑥ 出荷前残留農薬検査の実施	
	⑦ 動物用・水産用医薬品や飼料添加物の適正使用の徹底	
	⑧ 畜産分野における薬剤耐性菌の把握	動物医薬品検査所と連携し、家畜衛生分野における野外流行株の薬剤耐性調査(モニタリング)を実施し、畜産分野における薬剤耐性菌の動向を把握する。
<p>行動計画 3 環境にやさしい農林水産業の推進</p> <p>・ 夏季冷涼で病害虫の発生が少ないことや三方を海に囲まれた豊富な水産資源などの本県の優位性を生かし、環境にやさしく安全で付加価値の高い農林水産物の生産に取り組んでいきます。</p>		
重点 取組	① 日本一健康な土づくり運動の推進	
	② 化学合成農薬や化学合成肥料の使用を低減した生産の取組拡大	
	③ 有機農産物及び有機加工食品等の取組拡大	
	④ 青森県特別栽培農産物認証制度、エコファーマー認定制度等の普及・実践	
	⑤ 家畜排 泄せつ 物や稲わら等の有機質資源を活用した資源循環システムづくりの推進	
	⑥ 食品リサイクルによる循環型農業生産の推進	
	⑦ 総合的病害虫・雑草管理(IPM)の活用推進	
	⑧ 漁業環境保全のための植林活動や海岸清掃などの実施	

現 行	
<p>行動計画 4 生産工程の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者や食品関係事業者が安心して購入できる食品を提供するため、生産から出荷までの各生産工程の管理手法や衛生管理システム等を導入するとともに、それを開示する取組を進めていきます。 	
重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ① GAP(農業生産工程管理)手法を導入した生産の拡大 ② トレーサビリティシステムの導入拡大 ③ HACCPシステムの導入やシステムの考え方を取り入れた集出荷施設等の整備 ④ 農薬の使用状況を記録・開示する生産履歴記帳の徹底
<p>行動計画 5 消費者等との相互交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者等のニーズや生産方式などについて、相互理解・共通認識を深めていくため、消費者、食品関係事業者と生産者が情報を共有し、お互いの顔が見える関係をつくり上げ、消費と生産の距離を縮めていきます。 	
重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 産地直売所を活用した消費者交流の推進 ② グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム、オーナー制度等の作業体験機会の拡大 ③ 生産現場や加工場の見学会等による消費者との交流促進 ④ ホームページ・広報誌等による取組内容の紹介や小売店等への生産情報の提供
<p>行動計画 6 食品の安全性確保に関する調査・研究及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品の有害物質や放射性物質等の調査、食品の安全を確保する流通システムや農薬等を使用しない農産物の生産技術などの試験研究成果を活用し、安全な食品の生産・確保につなげていきます。 	
重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産物の農薬残留、薬剤残留、放射性物質検査の実施 ② 有機農業等の生産技術の普及 ③ トレーサビリティシステムなど安全性確保に係る取組コスト分析・負担に関する調査・研究と結果の活用 ④ HACCPシステムに係る導入条件の調査・研究及び結果の活用 ⑤ 各試験研究機関の調査・研究情報の収集及び活用

見直し(案)	
<p>行動計画 4 生産工程の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者や食品関係事業者が安心して購入できる食品を提供するため、生産から出荷までの各生産工程の管理手法や衛生管理システム等を導入するとともに、それを開示する取組を進めていきます。 	
重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 「青森県GAP規範」に基づく、GAP(農業生産工程管理)手法を導入した生産の拡大の取組を推進 ② トレーサビリティシステムの導入拡大 ③ HACCPシステムの導入やシステムの考え方を取り入れた集出荷施設等の整備 ④ 農薬の使用状況を記録・開示する生産履歴記帳の徹底
	取組内容の明確な「規範」に基づくGAPの取組を推進する。
<p>行動計画 5 消費者等との相互交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者等のニーズや生産方式などについて、相互理解・共通認識を深めていくため、消費者、食品関係事業者と生産者が情報を共有し、お互いの顔が見える関係をつくり上げ、消費と生産の距離を縮めていきます。 	
重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 産地直売所を活用した消費者交流の推進 ② グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム、オーナー制度等の作業体験機会の拡大 ③ 生産現場や加工場の見学会等による消費者との交流促進 ④ ホームページ・広報誌等による取組内容の紹介や小売店等への生産情報の提供
<p>行動計画 6 食品の安全性確保に関する調査・研究及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品の有害物質や放射性物質等の調査、食品の安全を確保する流通システムや農薬等を使用しない農産物の生産技術などの試験研究成果を活用し、安全な食品の生産・確保につなげていきます。 	
重点取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産物の農薬残留、薬剤残留、放射性物質検査の実施 ② 有機農業等の生産技術の普及 ③ トレーサビリティシステムなど安全性確保に係る取組コスト分析・負担に関する調査・研究と結果の活用 ④ HACCPシステムに係る導入条件の調査・研究及び結果の活用 ⑤ 各試験研究機関の調査・研究情報の収集及び活用

現 行	
基本方針II 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます 食品事故の発生を未然に防止するため、食品の製造から流通までの各段階において、自主的な衛生管理意識の高揚を図り、徹底した衛生管理・検査体制により食品の安全を確保していきます。	
行動計画 1 衛生管理・適正表示意識の高揚 ・自主的な衛生管理や適正な食品表示を行うため、衛生管理や食品表示に関する正しい知識や技術を習得し、衛生管理・適正表示意識の高揚を図っていきます。	
重点 取組	① 食品衛生法やと畜場法等の食品衛生関係法令、衛生規範等の遵守 ② 食品衛生法やJAS法・健康増進法等の食品表示関係法令の遵守 ③ 食品関係事業者や従業員を対象とした衛生管理研修会への参加 ④ 特定給食施設等の重要施設の従業員を対象とした研修会の実施 ⑤ 自主的な衛生管理研修会の開催など学習機会の拡大
行動計画 2 自主的な衛生管理・検査体制の構築と実践 ・食品の安全性・品質を確保するため、高度な衛生管理手法を導入した自主的な衛生管理体制を構築するとともに、自主検査体制を強化し、科学的根拠に基づいた信頼される食品を提供していきます。	
重点 取組	① 食品衛生関係法令、衛生規範等に基づく自主確認の徹底 ② 自家製品の品質規格基準マニュアルの作成と実践 ③ 衛生管理・食品検査マニュアルの作成と実践 ④ 自主的な微生物検査、理化学検査や放射性物質検査等の実施及び外部検査機関の活用 ⑤ 食品加工施設へのHACCPシステム導入等による衛生管理の徹底 ⑥ 卸売市場等の流通拠点における衛生管理の徹底 ⑦ 食品関係従業員の健康管理の把握
行動計画 3 衛生管理状況の自主的な情報公開 ・食品の安全・信頼を得るため、自主的に食品の製造から、流通までの各段階における衛生管理状況を公開するとともに、卸売市場や製造施設の見学会等の開催によって消費者に安心を提供していきます。	
重点 取組	① 生産資材等の使用状況や製造工程の公開 ② 卸売市場や製造施設の見学会等による消費者交流の実施 ③ ホームページや広報誌による自主検査結果等の公表
行動計画 4 衛生管理情報の積極的な活用 ・食中毒発生の未然防止対策や食品事故に対する迅速かつ効率的な対応の強化するため、行政機関等から提供される関連情報を積極的に活用していきます。	
重点 取組	① 有毒・有害な食品情報の収集及び活用 ② 食中毒警報発令等の発生防止情報の活用 ③ 夏期・年末の食品一斉取り締まりデータの活用

見 直 し (案)		見直し理由(検討項目)
基本方針II 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます 食品事故の発生を未然に防止するため、食品の製造から流通までの各段階において、自主的な衛生管理意識の高揚を図り、徹底した衛生管理・検査体制により食品の安全を確保していきます。		
行動計画 1 衛生管理・適正表示意識の高揚 ・自主的な衛生管理や適正な食品表示を行うため、衛生管理や食品表示に関する正しい知識や技術を習得し、衛生管理・適正表示意識の高揚を図っていきます。		
重点 取組	① 食品衛生法やと畜場法等の食品衛生関係法令、衛生規範等の遵守 ② 食品衛生法やJAS法・健康増進法等の食品表示関係法令の遵守 ③ 食品関係事業者や従業員を対象とした衛生管理研修会への参加 ④ 特定給食施設等の重要施設の従業員を対象とした研修会の実施 ⑤ 自主的な衛生管理研修会の開催など学習機会の拡大	
行動計画 2 自主的な衛生管理・検査体制の構築と実践 ・ 食のグローバル化を見据えた 食品の安全性・品質を確保するため、高度な衛生管理手法を導入した自主的な衛生管理体制を構築するとともに、自主検査体制を強化し、科学的根拠に基づいた信頼される食品を提供していきます。		
重点 取組	① 食品衛生関係法令、衛生規範等に基づく自主確認の徹底 ② 自家製品の品質規格基準マニュアルの作成と実践 ③ 衛生管理・食品検査マニュアルの作成と実践 ④ 自主的な微生物検査、理化学検査や放射性物質検査等の実施及び外部検査機関の活用 ⑤ 食品加工施設へのHACCPシステム導入等による衛生管理の徹底 ⑥ 卸売市場等の流通拠点における衛生管理の徹底 ⑦ 食品関係従業員の健康管理の把握 ⑧ 2020東京オリンピック・パラリンピックの開催等により増加する観光客への安全・安心の提供	食を通して青森県をアピールするとともに、さらなる県産農林水産物の安全確保や飲食店、宿泊施設等での衛生管理の徹底を図る必要がある。
行動計画 3 衛生管理状況の自主的な情報公開 ・食品の安全・信頼を得るため、自主的に食品の製造から、流通までの各段階における衛生管理状況を公開するとともに、卸売市場や製造施設の見学会等の開催によって消費者に安心を提供していきます。		
重点 取組	① 生産資材等の使用状況や製造工程の公開 ② 卸売市場や製造施設の見学会等による消費者交流の実施 ③ ホームページや広報誌による自主検査結果等の公表	
行動計画 4 衛生管理情報の積極的な活用 ・食中毒発生の未然防止対策や食品事故に対する迅速かつ効率的な対応の強化するため、行政機関等から提供される関連情報を積極的に活用していきます。		
重点 取組	① 有毒・有害な食品情報の収集及び活用 ② 食中毒警報発令等の発生防止情報の活用 ③ 夏期・年末の食品一斉取り締まりデータの活用	

現 行	
基本方針Ⅲ 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます 安全な食品を選択できるよう、自主的に食品に関する正しい知識の習得や安全対策を実施するとともに、生産者や食品関係事業者との相互理解に取り組んでいきます。	
行動計画 1 安全な食品を選択するための正しい知識の習得 ・安全で安心な食品を選択し健康な食生活を営むため、食品に関する正しい知識の習得に務めます。	
重点 取組	① 食品の安全・安心に関する研修会等への参加 ② シンポジウム、講習会等の開催による学習機会の拡大 ③ 生産者等が開設しているホームページからの情報等の収集
行動計画 2 正しい知識の取得、安全対策を実施するための支援 ・消費者が進んで食品の安全・安心に関する正しい知識を習得して自ら安全対策を実施するため、消費者団体等は学習や研修を行う機会を提供していきます。	
重点 取組	① 食品の安全・安心に関するシンポジウム、啓発講座、講習会等の開催 ② パンフレット、広報誌、インターネット等を利用した情報提供 ③ 「食品衛生月間」・「食育月間」・「食育の日」の普及・浸透
行動計画 3 消費者自らによる安全対策の実践 ・安全で健康な食生活を営むため、家庭における衛生管理により食中毒防止などを実施していきます。	
重点 取組	① 家庭における衛生管理の徹底による食中毒防止の実践 ② 食品表示や品質に関する相談及び通報
行動計画 4 生産者や食品関係事業者との相互理解・信頼の確立 ・生産者や食品関係事業者との相互の理解を深めて信頼を確立していくため、生産現場見学会や意見交換などを通してお互いの顔が見える関係をつくっていきます。	
重点 取組	① 生産現場見学会や作業体験などへの積極的な参加 ② 生産者等との意見交換会の開催 ③ 生産者等との食品生産・製造工程に関する情報共有の推進
行動計画 5 相談体制の充実 ・消費者からの食品に関する表示や品質等についての相談へ迅速に対応できるようにするため、行政と協力しながら相談窓口、体制の充実、人材の育成を図っていきます。	
重点 取組	① 相談窓口の利用推進 ② 相談事例とその解決に関する情報の共有 ③ 相談員研修等の相談対応に関する人材の育成
行動計画 6 地産地消の推進 ・本県食材や県産品を活用した「あおもりの食」の消費拡大に努めていきます。また、生産者や食品関係事業者等との相互理解・連携に努め、地産商品づくりや地域の活性化の取組を支援していきます。	
重点 取組	① 「ふるさと産品消費県民運動」等の地産地消を推進する取組への積極的な参加 ② 生産者や食品関係事業者等と連携した地産商品づくりの支援 ③ 「食」を活かした観光振興等の地域づくりの支援

見直し(案)		見直し理由(検討項目)
基本方針Ⅲ 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます 安全な食品を選択できるよう、自主的に食品に関する正しい知識の習得や安全対策を実施するとともに、生産者や食品関係事業者との相互理解に取り組んでいきます。		
行動計画 1 安全な食品を選択するための正しい知識の習得 ・安全で安心な食品を選択し健康な食生活を営むため、食品に関する正しい知識の習得に務めます。		
重点 取組	① 食品の安全・安心に関する研修会等への参加 ② シンポジウム、講習会等の開催による学習機会の拡大 ③ 生産者等が開設しているホームページからの情報等の収集	
行動計画 2 正しい知識の取得、安全対策を実施するための支援 ・消費者が進んで食品の安全・安心に関する正しい知識を習得して自ら安全対策を実施するため、消費者団体等は学習や研修を行う機会を提供していきます。		
重点 取組	① 食品の安全・安心に関するシンポジウム、啓発講座、講習会等の開催 ② パンフレット、広報誌、インターネット等を利用した情報提供 ③ 「食品衛生月間」・「食育月間」・「食育の日」の普及・浸透 ④ 短命県返上に向けた県産野菜等を取り入れたバランスの良い食生活の実践	「食品衛生月間」・「食育月間」・「食育の日」に加え、短命県返上に向けた取組を普及浸透する。
行動計画 3 消費者自らによる安全対策の実践 ・安全で健康な食生活を営むため、家庭における食品の計画的購入や衛生管理により食中毒防止などを実施していきます。		
重点 取組	① 家庭における衛生管理の徹底による食中毒防止の実践 ② 食品表示や品質に関する相談及び通報 ③ 家庭における食品ロスの防止	食品の計画的購入、使い切り・食べ残しの防止等、食品ロスを発生させないための工夫の喚起を図る。
行動計画 4 生産者や食品関係事業者との相互理解・信頼の確立 ・生産者や食品関係事業者との相互の理解を深めて信頼を確立していくため、生産現場見学会や意見交換などを通してお互いの顔が見える関係をつくっていきます。		
重点 取組	① 生産現場見学会や作業体験などへの積極的な参加 ② 生産者等との意見交換会の開催 ③ 生産者等との食品生産・製造工程に関する情報共有の推進	
行動計画 5 相談体制の充実 ・消費者からの食品に関する表示や品質等についての相談へ迅速に対応できるようにするため、行政と協力しながら相談窓口、体制の充実、人材の育成を図っていきます。		
重点 取組	① 相談窓口の利用推進 ② 相談事例とその解決に関する情報の共有 ③ 相談員研修等の相談対応に関する人材の育成	
行動計画 6 地産地消の推進 ・本県食材や県産品を活用した「あおもりの食」の消費拡大に努めていきます。また、生産者や食品関係事業者等との相互理解・連携に努め、地産商品づくりや地域の活性化の取組を支援していきます。		
重点 取組	① 「ふるさと産品消費県民運動」等の地産地消を推進する取組への積極的な参加 ② 生産者や食品関係事業者等と連携した地産商品づくりの支援 ③ 「食」を活かした観光振興等の地域づくりの支援	

現 行	
基本方針Ⅳ 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます 県内で流通している食品の安全を確保するため、食品の規格基準や食品表示の監視指導・検査体制を充実強化していきます。	
行動計画 1 公正な立場での監視指導・検査の実施 ・安全な食品を製造・流通させていくため、毎年、食品衛生監視指導計画を策定し、この計画に基づき食品の監視指導や科学的な食品検査を実施していきます。	
重点取組	① 食品衛生法・と畜場法等の関係法令等に基づいた指導の実施 ② 食品衛生監視員による監視及び収去検査の実施 ③ 食品衛生上重要な施設を対象とした重点的な指導 ④ 検査結果の迅速な公表と検査体制に関する情報の提供
行動計画 2 消費者、民間団体、行政が協力して行う調査・指導の実施 ・食品の安全性と品質をより高めていくため、消費者、民間団体、行政が協力し、食品の衛生管理や食品表示等についての調査・指導を引き続き実施していきます。	
重点取組	① 食品衛生推進員の活動の実施 ② 食品衛生指導員と連携した巡回指導の実施 ③ 食品表示ウォッチャーによるきめ細かな監視 ④ 「食品表示110番」の活用推進
行動計画 3 食品表示適正化の推進 ・偽装表示や不明確な表示により、消費者が不利益を被らないようにするため、食品衛生法等の関係法令に基づく適正な表示や米穀に関連する履歴管理等に関する法令(米トレーサビリティ法)のコンプライアンスの徹底を図ります。	
重点取組	① 食品衛生法・JAS法・健康増進法・景品表示法等に基づく食品表示の監視指導・検査の実施 ② 関係法令を遵守した適正表示の徹底 ③ 消費者に分かりやすい食品表示制度研修会の開催 ④ 食品関係事業者が適正表示を行うための各種法令等の理解促進や管理体制整備への支援 ⑤ 米トレーサビリティ法の普及・啓発及び監視指導の実施
行動計画 4 食品の放射性物質に係る検査の実施 ・福島第1原子力発電所事故によって放出された放射性物質に係る県産農林水産物及び県内流通食品の検査を実施するとともに、消費者が安心して食品を購入できるよう情報発信していきます。	
重点取組	① 県産農林水産物の放射性物質モニタリング調査の実施 ② 県内流通加工食品等の収去検査の実施 ③ 放射性物質調査結果のホームページやメディア等を活用した情報発信 ④ 国及び他県と連携した情報の収集及び発信

見直し(案)		見直し理由(検討項目)
基本方針Ⅳ 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます 県内で流通している食品の安全を確保するため、食品の規格基準や食品表示の監視指導・検査体制を充実強化していきます。		
行動計画 1 公正な立場での監視指導・検査の実施 ・安全な食品を製造・流通させていくため、毎年、食品衛生監視指導計画を策定し、この計画に基づき食品の監視指導や科学的な食品検査を実施していき ます。するとともに、HACCPの積極的導入を図ります。		
重点取組	① 食品衛生法・と畜場法等の関係法令等に基づいた指導の実施 ② 食品衛生監視員による監視及び収去検査の実施 ③ 食品衛生上重要な施設を対象とした重点的な指導 ④ 検査結果の迅速な公表と検査体制に関する情報の提供 ⑤ 食品加工施設に対するHACCPの導入支援及びA-HACCPの普及	各種セミナーでの周知(農水部や関係団体等との連携)、HACCP導入希望施設への指導助言、A-HACCPからHACCPへのステップアップ推進、A-HACCP認証施設のPR等によるメリット創出、県産食品のブランド化支援
行動計画 2 消費者、民間団体、行政が協力して行う調査・指導の実施 ・食品の安全性と品質をより高めていくため、消費者、民間団体、行政が協力し、食品の衛生管理や食品表示等についての調査・指導を引き続き実施していきます。		
重点取組	① 食品衛生推進員の活動の実施 ② 食品衛生指導員と連携した巡回指導の実施 ③ 食品表示ウォッチャーによるきめ細かな監視 ④ 「食品表示110番」の活用推進	
行動計画 3 食品表示適正化の推進 ・偽装表示や不明な表示食品の不適正な表示や偽装表示により、消費者に誤認や不利益を与えないため、食品衛生法食品表示法等の関係法令に基づく適正な食品表示や米穀に関連する履歴管理等に関する法令(米トレーサビリティ法)米トレーサビリティ法に基づく米穀等の適正表示及び適正流通などのコンプライアンス遵守の徹底を図ります。		
重点取組	① 食品衛生法・JAS法・健康増進法食品表示法・景品表示法等に基づく食品表示の監視指導・検査の実施 ② 関係法令を遵守した適正表示の徹底 ③ 消費者に分かりやすい食品表示制度研修会の開催 ④ 食品関係事業者が適正表示を行うため適正表示に向けた食品関連事業者の各種法令等の理解促進知識習得や管理体制整備への支 ⑤ 米トレーサビリティ法の普及・啓発及び監視指導の実施	食品表示制度の改正等に伴う記載内容の再整理 食品表示制度の改正等に伴う記載内容の再整理
行動計画 4 食品の放射性物質に係る検査の実施 ・福島第1原子力発電所事故によって放出された放射性物質に係る県産農林水産物 及び県内流通食品 の検査を実施するとともに、消費者が安心して食品を購入できるよう情報発信していきます。		
重点取組	① 県産農林水産物の放射性物質モニタリング調査の実施 ②-県内流通加工食品等の収去検査の実施 ③② 放射性物質調査結果のホームページやメディア等を活用した情報発信 ④③ 国及び他県と連携した情報の収集及び発信	H29.3.24付けで改正されたガイドラインで、流通加工食品は検査対象品目から削除されたため。

現 行	
基本方針V 県は緊急時における対応を整備・強化していきます 食品を起因とする重大な事案が発生し、又は発生するおそれがある場合には、関係機関・団体と連携をとりながら、迅速かつ適正に対応していきます。 また、災害時の食料確保について、安全・安心を基本に地域防災計画等に基づき取り組んでいきます。	
行動計画 1 緊急時に対応する体制の整備 ・食品の安全性などに関する緊急事態への対応をより早く、正確なものにしていくため、関係機関・団体の連絡体制を整備して対応していきます。	
重点 取組	① 緊急時対応管理マニュアルの整備 ② 緊急事態等を想定した訓練の実施 ③ 関係機関・団体間の迅速で的確な情報の共有 ④ 緊急時の対策に関する情報公開と対策の周知
行動計画 2 災害時における安全・安心な食料の確保 ・災害時の食料供給対策について、地域防災計画に基づき安全・安心な食料の確保に取り組んでいきます。	
重点 取組	① 県・市町村の地域防災計画における食料確保対策の推進 ② 食料供給に係る県・市町村と生産者・販売業者との協定の締結 ③ 食料の現物備蓄または流通備蓄の的確な確保 ④ 関係機関・団体間の迅速で的確な情報収集及び伝達 ⑤ 近隣道県との大規模災害に備えた連携の推進
行動計画 3 他都道府県との広域連携強化 ・食品の流通の広域化、輸入食品の増加へ対応するため、全国食品安全自治ネットワークや他都道府県との情報交換、情報共有を進めて、安全な食品の流通を確保していきます。	
重点 取組	① 全国食品安全自治ネットワークでの情報交換等の実施 ② 食品検査情報の迅速な提供と緊密な連携による対策の実施 ③ 全国の自治体等との情報共有

見直し(案)		見直し理由(検討項目)
基本方針V 県は緊急時における対応を整備・強化していきます 食品を起因とする重大な事案が発生し、又は発生するおそれがある場合には、関係機関・団体と連携をとりながら、迅速かつ適正に対応していきます。 また、災害時の食料確保について、安全・安心を基本に地域防災計画等に基づき取り組んでいきます。		
行動計画 1 緊急時に対応する体制の整備 ・食品の安全性などに関する緊急事態への対応をより早く、正確なものにしていくため、関係機関・団体の連絡体制を整備して対応していきます。		
重点 取組	① 緊急時対応管理マニュアルの整備 ② 緊急事態等を想定した訓練の実施 ③ 関係機関・団体間の迅速で的確な情報の共有 ④ 緊急時の対策に関する情報公開と対策の周知	
行動計画 2 災害時における安全・安心な食料の確保 ・災害時の食料供給対策について、地域防災計画に基づき安全・安心な食料の確保に取り組んでいきます。		
重点 取組	① 県・市町村の地域防災計画における食料確保対策の推進 ② 食料供給に係る県・市町村と生産者・販売業者との協定の締結 ③ 食料の現物備蓄または流通備蓄の的確な確保 ④ 関係機関・団体間の迅速で的確な情報収集及び伝達 ⑤ 近隣道県との大規模災害に備えた連携の推進	
行動計画 3 他都道府県等との広域連携強化 ・食品の流通の広域化、輸入食品の増加へ対応するため、 全国食品安全自治ネットワーク内閣府食品安全委員会 や他都道府県との情報交換、情報共有を進めて、安全な食品の流通を確保していきます。		平成28年度で、全国食品安全自治ネットワークが解散したため、内閣府食品安全委員会との連携を強化し、全国レベルでの情報収集を図る。
重点 取組	① 全国食品安全自治ネットワークで内閣府食品安全委員会との情報交換等の実施 ② 食品検査情報の迅速な提供と緊密な連携による対策の実施 ③ 全国の自治体等との情報共有	

現 行	
基本方針VI 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます 食品の安全性を確保するため、消費者、生産者、食品関係事業者、行政等の関係者がそれぞれの役割を認識し、食に関する情報の共有化と相互理解の促進を図っていきます。	
行動計画 1 リスクコミュニケーションの推進 消費者の食の不安を取り除き、安心感を提供するため、消費者との食品の安全性に関する意見交換や食品リスクに関する正しい情報の伝達を行い、相互理解を深めていきます。	
重点 取組	① 食品の安全性に関する意見交換会の開催 ② 科学的根拠に基づいた食品危害防止管理手法等の情報提供 ③ 関係者による食の安全・安心に関する取組や対策の評価と検証 ④ 意見交換会を支援・仲介できる人材の育成 ⑤ 県内流通食品の正確なリスク情報の迅速な提供
行動計画 2 食に関する理解の促進 食に関する理解を促進していくため、消費者、生産者、食品関係事業者、行政等の関係者相互間で共通の認識を持つとともに、正しい情報を自ら選択できる力を養うために情報提供や学習会等を開催します。	
重点 取組	① 情報交換会等による関係者相互間の情報提供と円滑な意思疎通及び関係者の意見の反映 ② ホームページやメディア等の広報媒体を活用した情報の提供 ③ 関係者自らの学習会等の開催による情報処理能力の向上 ④ 食育を通じた食に関する理解の促進

見 直 し (案)		見直し理由(検討項目)
基本方針VI 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます 食品の安全性を確保するため、消費者、生産者、食品関係事業者、行政等の関係者がそれぞれの役割を認識し、食に関する情報の共有化と相互理解の促進を図っていきます。		
行動計画 1 リスクコミュニケーションの推進 消費者の食の不安を取り除き、安心感を提供するため、 食のグローバル化も踏まえた 消費者との食品の安全性に関する意見交換や食品リスクに関する正しい情報の伝達を行い、相互理解を深めていきます。		
重点 取組	① 食品の安全性に関する意見交換会の開催 ② 科学的根拠に基づいた食品危害防止管理手法等の情報提供 ③ 関係者による食の安全・安心に関する取組や対策の評価と検証 ④ 意見交換会を支援・仲介できる人材の育成 ⑤ 県内流通食品の正確なリスク情報の迅速な提供 ⑥ 国際化の進展により増加する輸入農林水産物の情報提供	輸入食品に関する正しい情報の提供を図る必要がある。
行動計画 2 食に関する理解の促進 食に関する理解を促進していくため、消費者、生産者、食品関係事業者、行政等の関係者相互間で共通の認識を持つとともに、正しい情報を自ら選択できる力を養うために情報提供や学習会等を開催します。		
重点 取組	① 情報交換会等による関係者相互間の情報提供と円滑な意思疎通及び関係者の意見の反映 ② ホームページやメディア等の広報媒体を活用した情報の提供 ③ 関係者自らの学習会等の開催による情報処理能力の向上 ④ 食育を通じた食に関する理解の促進 ⑤ 食品ロスの削減に向けた情報の提供	消費者や事業者等の情報交換や普及啓発等により自主的な取組を促す必要がある。